

令和6年7月26日

令和6年 第7回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

令和6年第7回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和6年7月26日（金曜日）午後2時00分～午後2時50分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・7会議室

3. 出席委員 1番 岡 田 博 史（教育長）

2番 岩 田 圭 子

3番 藤 宮 志津子

4番 内 野 裕 子

5番 鈴 木 一 徳

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

教 育 部 長	田 口 茂 夫	教育部参事兼 教育指導課長	石 田 玲 奈
教育総務課長	加 藤 泰 正	学校施設更新 等担当課長兼	一ツ木 正 美
指導担当課長	俵 宗 次 郎	調整担当課長	
生涯学習課長	岩 野 秀 夫	青 少 年 課 長	越 中 洋
中央図書館長	浴 靖 子	中央公民館長	伊 藤 智

6. 書 記

庶 務 係 長	長 瀬 由美子	主 事	濱 仲 あかね
---------	---------	-----	---------

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 教育長諸務報告
- 第 3 第 2 5 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 4 第 3 3 号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例の
施行期日を定める規則
- 第 5 第 3 4 号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正す
る規則
- 第 6 第 3 5 号議案 東大和市体育施設等に関する条例第 7 条第 2 項の規定に基
づき指定管理者が教育委員会の承認を得て定める東大和市
清原中央公園運動広場の利用料金の額について
- 第 7 その他報告事項（1）東大和市学校給食費負担軽減助成金について
（2）令和 5 年度東大和市学校給食会計決算の報告につい
て

◎開会の辞

○岡田教育長 それでは、時間になりました。

ただいまから、令和6年第7回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○岡田教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、藤宮委員にお願いいたします。

○藤宮委員 はい、分かりました。

◎日程第2 教育長諸務報告

○岡田教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

資料を御覧ください。

6月26日水曜日、オンライン英会話を第一中学校で視察いたしました。こちらの視察には、市長、副市長も一緒に視察をいたしまして、第3学年、3年生の授業を見させていただきました。3年生は、もう慣れてきているところで、自分から講師の先生と、オンラインで、楽しそうに会話をしながら学習を進めておりました。

6月27日木曜日、第四小学校を訪問いたしました。

6月28日金曜日、市職員退職者辞令交付式に出席をいたしました。

同日、教育委員会定例会に出席をいたしました。

7月1日月曜日、市職員人事異動辞令交付式に出席をいたしました。

同日、東京都子供を笑顔にするプロジェクトを観覧いたしました。こちらは第五小学校に行って見てまいりました。この東京都子供を笑顔にするプロジェクトにつきましては、様々なメニューがございまして、この第五小学校では「笑顔寄席」という寄席を子供たちに見せるというような活動でございましたけれども、いろいろなメニューから学校が選択をして東京都に申し込みをして行うものです。子供たちにとっては、ふだんなかなか手にすることができない、また体験することができないようなことを経験できて、笑顔で取り組めるような活動です。

7月2日火曜日、校長会に出席をいたしました。

7月4日木曜日、副校長会に出席をいたしました。

7月5日金曜日、第三小学校を訪問いたしました。

7月6日土曜日、第56回市町村総合スポーツ大会・開会式に出席をいたしました。今回の市町村総合スポーツ大会は、東大和市が属しているブロックが担当となっておりまして、東大和市内でもゲートボールの大会やソフトテニスの男子の大会が市内の会場で行われて、とても暑い中でしたけれども、皆さん頑張っておられました。

7月9日火曜日、東京都子供を笑顔にするプロジェクトを観覧いたしました。こちらは第九小学校に行って見てまいりました。

7月10日水曜日、東京都市教育長会幹事会・定例会に出席をいたしました。

7月12日金曜日、第九小学校を訪問いたしました。

7月13日土曜日、けやきジュニア音楽祭を観覧いたしました。このけやきジュニア音楽祭は市教育委員会の主催事業でございまして、市内の全中学校5校の吹奏楽部、また合唱部などが一堂に会して、日頃の練習の成果を発表する場でございます。中学生の合唱も吹奏楽も非常にすばらしくて、日頃の練習の成果が本当に発揮できていたなと思いました。大変すばらしい発表でした。

7月14日日曜日、東大和少年少女合唱団第15回定期演奏会を観覧いたしました。こちらでも毎年行われているものですが、子供たちが非常に楽しそうに歌って合唱している姿が印象的でした。さらに、また練習を積みながら、今後、いろいろな舞台に合唱団も立つと思います。来月行われる平和市民のつどいにも、少年少女合唱団が参加の予定でございます。

以上でございます。

教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告につきまして、御質疑等ございましたら、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第25号報告 事務の臨時代理の承認について

○岡田教育長 日程第3、第25号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議

題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

石田教育部参事。

○石田教育部参事兼教育指導課長 ただいま議題となりました第25号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

第25号報告は、東大和市学校運営協議会委員の任命に伴うものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

東大和市立第八小学校の団体役員の着任により、議案書にありますとおり委員の任命をするものであります。この件につきましては、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、任命につきまして令和6年7月1日付で事務の臨時代理を行いましたので、同条第2項の規定により御報告し、御承認をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

御質疑があれば、御発言をお願いいたします。

学校や委員の氏名については、資料にあるとおりです。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第25号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第4 第33号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を 改正する条例の施行期日を定める規則

○岡田教育長 日程第4、第33号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第33号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

東大和市清原中央公園運動広場の設置を定めた東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第6号）については、その施行期日を公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行するとされております。

ついでには、東京都から使用許可を得られ、東大和市清原中央公園運動広場の管理を開始する日が令和6年8月9日となりますことから、本規則を制定するものであります。

内容について御説明申し上げます。

東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日は、令和6年8月9日とするものであります。

附則につきましては、この規則は公布の日から施行するものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

御質疑がございましたら、御発言をお願いいたします。

特にこちらはよろしいですか。

（発言する者なし）

○岡田教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第33号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則、本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第5 第34号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○岡田教育長 日程第5、第34号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長　ただいま議題となりました第34号議案　東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

東大和市清原中央公園運動広場の利用に当たって、利用区分、利用単位、利用限度、申請受付期間等を定めるとともに、必要な文言整理を行うために、東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正するものであります。

それでは、議案資料を御覧ください。

東大和市体育施設等に関する条例施行規則新旧対照表に基づいて、御説明をさせていただきます。

1 ページを御覧ください。

網かけがあるところは今回改正を行う箇所、左側が現行条文、右側が改正案であります。

第6条は「抽選による貸切利用の予約」の規定で、第1項に「東大和市清原中央公園運動広場」を加えるものであります。

2 ページを御覧ください。

第6条の2は「抽選によらない貸切利用の予約」の規定で、第1項第2号に「東大和市清原中央公園運動広場」を加えるものであります。

3 ページを御覧ください。

第10条は「利用料金の減額又は免除」の規定で、第1項第2号の文言整理であります。

4 ページを御覧ください。

第16条は「指定管理者の欠格要件」の規定で、3号アの文言整理であります。

7 ページを御覧ください。

別表第1は、体育施設等の利用区分と利用単位を定めたものでありますが、「東大和市清原中央公園運動広場」を加えるものであります。

清原中央公園運動広場は、利用区分は貸切り利用で、利用単位は午前8時から2時間を1単位とし、1日の単位を4ないし5単位とするものであります。4月から10月まで及び翌年の3月は条例の規定に基づき午後7時まで開場していることから、最後の区分は3時間を1単位とするものであります。

10ページを御覧ください。

別表第2は、体育施設等の利用限度、申請受付期間を定めたものでありますが、区分の一般申請、利用者の市内団体の項の2つ目の名称において、「東大和市上仲原公園テニスコート」の次に、「及び東大和市清原中央公園運動広場」を加えるものであります。

市内団体については、桜が丘市民広場などと同様の利用限度、申請受付期間とするものであります。

11ページを御覧ください。

利用者の市内団体以外の団体の項の1つ目の名称において、「東大和市民体育館」の次に、「及び東大和市清原中央公園運動広場」を加えるものであります。

東大和市清原中央公園運動広場は、東京都の土地について使用許可を受けて開設する施設でありますことから、市内団体以外の団体については、同じく東京都の土地を使用している東大和市民体育館と同様の利用限度、申請受付期間とするものであります。

12ページを御覧ください。

区分の特別申請、利用者の市内団体の項の1つ目の名称において、「東大和市上仲原公園テニスコート」の次に、「及び東大和市清原中央公園運動広場」を加えるものであります。

市内団体の特別申請については、市民体育館、桜が丘市民広場などと同様の利用限度、申請受付期間とするものであります。

13ページを御覧ください。

清原中央公園運動広場の特別申請については、新たに市内団体以外の東京都内の団体を加え利用促進を図るために、東京都内の区市町村が主催、共催または後援をする体育、スポーツまたはレクリエーションの大会も広く受け入れることとすることから規定するものであります。

別表第2のそのほかの部分については、文言整理であります。

大変恐縮でございますが、5ページにお戻りください。

最後に附則についてであります。施行日を令和6年8月9日からとするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

御質疑がありましたら、御発言をお願いいたします。

文言の整理部分が中心になるところが多いですけど、いかがですか。

私から1つだけ確認してもいいですか。

特別申請の市内団体以外の東京都内の団体で、利用限度のところに、「東京都内の区市町村が主催、共催又は後援をする」と書いてありますが、これは教育委員会の主催も含まれるという考えでよろしかったでしょうか。

岩野生涯学習課長。

○岩野生涯学習課長 はい、大丈夫でございます。そういう理解で、こちらとしては考えてございます。

○岡田教育長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

はい、内野委員。

○内野委員 同じく特別申請のところですが、12ページの市民体育館等のところは、市内団体に関しては年に2回になっているんですけども、13ページの市内団体以外の東京都内の団体は年に1回、あと市内団体以外の団体も年に1回となっている辺りは、大会は年に2回というところもあると思うんですけども、やはり市外団体の回数を減らしているのは、より多くの団体に利用してほしいからというところがあるのでしょうか。

○岡田教育長 岩野生涯学習課長。

○岩野生涯学習課長 市内団体のほうが年2回というふうに多くしているのは、市民の利用頻度を高めたいという優先性の観点から定めさせていただいているものがあります。

以上でございます。

○岡田教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

はい、岩田委員。

○岩田委員 同じく特別申請のことでお聞きしたいんですけども、例えば市内の団体が体育館の特別申請をするときには、その申請の要件として市内の在住・在勤などいろいろな条件が入ってきますよね。そうすると今度、市外の団体の特別申請のときには、そういう条件というのはなくなるという理解でよろしいでしょうか。

○岡田教育長 岩野生涯学習課長。

○岩野生涯学習課長 先ほど部長からお話しさせていただきましたとおり、こちらの清原中央公園運動広場は東京都の土地を使用させていただいているところがございます。市外の団体でも都内の団体につきましては、今回定めさせていただくような特別申請を認めていきたいと考えてございます。

それ以外の都外の団体につきましては、この範疇には該当しませんので、特別申請の対象ではございません。

また、市内と市外の捉え方としましては、市内の団体はまさに東大和市内の団体ですが、市外の団体は、更に都内と都外ですみ分けを行っているという解釈でございます。

以上でございます。

○岡田教育長 大丈夫ですか。

補足で田口教育部長。

○田口教育部長 基本的には、今、委員がおっしゃられましたように、市内団体になるには、メンバー構成などに制限がございます。要するに、その制限から外れる団体については、一般的には東京都が多いかと思うので、その場合は東京都の市外の団体となり、市内団体とは特別申請の規則が違います。また、課長が申し上げましたとおり、例えば埼玉県ですとか神奈川県、場合によっては山梨県という都外の団体等の利用が仮にあった場合については、特別申請はできないものとして御理解をしていただければと思います。

以上でございます。

○岡田教育長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第34号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、本件を承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第 6 第35号議案 東大和市体育施設等に関する条例第 7 条第 2
項の規定に基づき指定管理者が教育委員会の
承認を得て定める東大和市清原中央公園運動
広場の利用料金の額について

○岡田教育長 日程第 6、第35号議案 東大和市体育施設等に関する条例第 7 条第 2 項の規定に基づき指定管理者が教育委員会の承認を得て定める東大和市清原中央公園運動広場の利用料金の額について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第35議案 東大和市体育施設等に関する条例第 7 条第 2 項の規定に基づき指定管理者が教育委員会の承認を得て定める東大和市清原中央公園運動広場の利用料金の額について、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

東大和市体育施設等に関する条例第 7 条第 2 項では、指定管理者の収入となる利用料金の額については、同条例別表第 5 に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとされております。

このことから、東大和市清原中央公園運動広場の指定管理者であるロンド・スポーツ クリーン工房共同事業体から、東大和市清原中央公園運動広場の利用料金の額についての承認依頼が議案資料のとおりありましたことから、御提案を申し上げるものであります。

内容としましては、東大和市清原中央公園運動広場の利用料金の額については、新規開設のために利用料金収入の見込みが立たないことから、東大和市体育施設等に関する条例別表第 5 に定める額と同額にしたいとのことであります。

このことから、議案資料にありますとおり、東大和市清原中央公園運動広場の利用料金の額は、2 時間 1 単位、貸切り利用で、大人7,800円、子供3,900円になるものであります。

なお、4 月から10月まで及び翌年の 3 月は、同条例の規定に基づき午後 7 時まで開場していることから、最後の区分は 3 時間を 1 単位とした利用料金の額になります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

御質疑がございましたら、御発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。

岩田委員。

○岩田委員 この利用料金の区分で大人と子供となっていますけれども、大人と子供が例えば交じった場合、どのぐらいの割合だったら大人になるとか、子供になるとか、そういう区分けはあるんですか。

○岡田教育長 岩野生涯学習課長。

○岩野生涯学習課長 この分け方ですけれども、子供というのは中学生以下を指してございまして、その団体が中学生以下のみで構成されている団体に関しましては、こちらの子供料金を適用いたします。それ以外の大人と子供が交じるような場合には、大人料金での適用といたします。

ただし、その活動の主体を見ますので、指導者に大人がいる場合でも、活動の主体が中学生以下であれば、子供料金の適用といたします。

以上でございます。

○岡田教育長 今のでございますと、大人がプレーヤーとして一人でも入っていれば大人料金が適用される、そういう認識でよろしいですか。

○岩野生涯学習課長 はい、お見込みのとおりです。

○岡田教育長 はい、ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

内野委員。

○内野委員 市内のほかの屋外での運動施設についての料金は、私も分からないので教えていただきたいんですけれども、どの時間帯でも同額というのは変わらないのでしょうか。

○岡田教育長 岩野生涯学習課長。

○岩野生涯学習課長 内野委員のおっしゃるとおり、時間帯ごとの金額設定で、そこに差を設けていることはございません。

以上でございます。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 1点、上仲原公園のテニスコートと野球場等につきましては、夜間照明等があります関係上、夜間の利用に関しては、個別使用料のほかに、照明

使用料という形で設定している部分がございます。そこは増額になりますので補足させていただきます。

以上でございます。

○岡田教育長 ありがとうございます。

照明を使うところは、夜間に別の料金がかかるということですね。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第35号議案 東大和市体育施設等に関する条例第7条第2項の規定に基づき指定管理者が教育委員会の承認を得て定める東大和市清原中央公園運動広場の利用料金の額について、本件を承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第7 その他報告事項

○岡田教育長 日程第7、その他報告事項を行います。

報告事項(1) 東大和市学校給食費負担軽減助成金について、本件の報告をお願いいたします。

加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 それでは、東大和市学校給食費負担軽減助成金について御報告いたします。

前回の教育委員会定例会におきまして、東京都の補助事業を活用した学校給食費の補正予算について御報告させていただきましたが、その補正をしたことによりまして実際に学校給食費が幾らになるのかを今回御報告するものでございます。

まず、表の左側が令和6年度に改定いたしました学校給食費の額でございます。こちらが本来、保護者の皆様に負担をしていただくべき額となっております。

現在は表の真ん中の額、こちらを保護者の皆様に負担していただいております。

物価高騰対策といたしまして、国の交付金を活用し、例えば小学校1年生では1食当たり40円の軽減を実施しております。

今後でございますけれども、右側の表、網かけのところですが、東京都の補助事業を活用いたしまして軽減する給食費の額でございます。例えば小学校1年生では、1食当たり、現在の額からさらに40円の軽減を行う予定でございます。

この新たな軽減事業は、夏休み明けの9月分の給食費から開始いたしますが、令和6年4月に遡って適用する予定であります。保護者の皆様から既に徴収済みの令和6年4月から7月分については、年度末の2月・3月分で精算する予定となっております。表に記載の額は、令和6年4月から7月分の軽減を加味した額を2月・3月分のところに記載しております。

これら国や東京都の補助を活用した学校給食費負担軽減事業は、現時点では令和6年度に限るものとなっており、令和7年度以降については未定となっておりますので、御留意いただきたいと思います。

なお、先週、7月18日に小・中学校の学校長、またPTAなど保護者の代表、外部有識者を構成員とした東大和市学校給食センター運営委員会の令和6年度第1回の会議を開催いたしまして、本件について御了承いただいたところでございます。

また、周知につきましては、この7月下旬で、ペーパーレスの観点からマチコミメールを活用して保護者の皆様へ周知するとともに、また市報8月15日号で広く市民の皆様に周知をまいります。

説明は以上でございます。

○岡田教育長 報告が終わりました。

御質疑がございましたら、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

このことについては、全ての家庭のほうに周知が行くように学校のほうに依頼をいたしまして、マチコミメールでお知らせをしているところです。今年度に限るところが、ポイントになると思っております、今年度については、小学校低学年においては1ヶ月3,000円を切るような額で提供されるわけですけど、来年度、特段補助がなければ一番左の額のように4,000円を超えてしまうため、増えた感じがしてしまうんですけれども、今回、この件については周知を徹底して、今年度においてはというところで御理解をいただくような流れになってございます。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

報告事項(2) 令和5年度東大和市学校給食会計決算の報告について、本件の報告をお願いいたします。

加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 このたび、令和5年度の学校給食会計の決算がまとまりましたので、主なものを中心に御報告させていただきます。

表紙を1枚おめくりいただきまして、1ページを御覧ください。

収入・支出決算書となります。

上の表、収入を御覧ください。

科目1の給食費ですが、右から3列目の調定額、こちらは児童・生徒の保護者から実際に徴収すべき額となりますが、3億1,352万7,190円で、前年度に比べ163万8,750円の減となっております。新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、各学校で課外授業等の増加により、年間の食数が減少したことが主な理由でございます。

その右の列、給食費の収入済額、こちらは児童・生徒の保護者の皆様から実際に徴収した額となりますが、3億327万9,900円で、調定額に対する収入済額の割合は96.7%でございました。前年度に比べ、0.7%の減となっております。

その右の列、収入未済額は、過去の分も含め給食費が支払われず未納となっている分で、1,024万7,290円でございます。前年度に比べ、210万4,500円の増となっております。

これまでも給食費の未納のある家庭に対しましては、電話や訪問などにより支払いの督促を行っておりますが、未納がなくなるよう引き続き事務を進めてまいります。

次に、その下の段、2の繰越金、2つ目の補正額、こちらは令和5年度当初の予算額から変更した額となりますが、1,179万2,525円となっております。こちらは令和4年度の収入支出差引残額を令和5年度に繰り越したものであります。

次に、2つ下の段、4、市助成金、右から2列目の収入済額を御覧ください。令和5年度は学校給食費の食材料費が高騰していることを受け、保護者の皆様の負担軽減を図るため、国の交付金を活用し、市が給食会計に4,894万6,700円を交付したものであります。

次に、その下の段、5、調整金、右から2列目の収入済額を御覧ください。先ほど御説明いたしました市助成金が児童・生徒の給食費のみの対象となることから、必要相当分を教職員から徴収した分となりまして、460万4,280円となっております。

次に、その下の段、太枠の合計の右から2列目の収入済額を御覧ください。3億6,870万1,962円で、前年度と比較して3,600万3,172円の増となっております。先ほど御説明した市助成金の増額が主な理由でございます。

続きまして、下の表、支出でございます。

1、給食食材料費、右から3列目の支出済額を御覧ください。こちらは3億5,837万4,470円で、前年度と比較して3,746万9,205円の増となっております。こちらにつきましても、学校給食の食材料費が高騰したことによるものであります。

以上、収入・支出の合計は、それぞれ下に記載の収入済額合計が3億6,870万1,962円、その下の支出済額合計が3億5,837万4,470円で、収入支出差引残高は1,032万7,492円でございます。この収入支出差引残高が令和6年度に繰り越すものでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

こちらは、先ほど御説明いたしました収入の明細となります。

3の諸収入を御覧ください。1の試食会分は7万7,434円で、前年度と比較して3万8,238円の増となっております。こちらは、新型コロナウイルス感染症5類移行に伴い、各小・中学校のPTAを対象とした試食会が再開をした学校が増えたことによるものでございます。

続きまして、3ページ御覧ください。

こちらは収入の明細表で、令和5年度分の給食費収入の学校ごとの内訳などを記載しております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、4ページをお開きください。

4ページから6ページは、令和4年度分から令和2年度以前分の給食費のうち、令和5年度に収入した分の内訳などを記載しております。それぞれの収入未済額につきましては、今年度も引き続き督促等を行ってまいります。

続きまして、7ページをお開きください。

こちらは支出の部の明細で、令和5年度の学校給食で使用了食材の食材ごとの内訳と全体の金額に対する構成比を記載しております。構成比に著しく大きな

変動はないものの、各食材が軒並み高騰したことにより支出合計額が前年度に比べ増加しているものであります。

続きまして、8ページを御覧ください。

こちらは、給食を実際に食べた月ごとの延べ人数となります。一番下の段の右から2番目が全体の合計で、115万8,717人で行いました。前年度と比較して2万5,090人の減となっておりまして、新型コロナウイルス感染症5類移行に伴い、各学校で課外授業等の増加により年間の食数が減少したことが主な理由でございます。

続きまして、9ページを御覧ください。

こちらは月別の1人1食当たりの平均栄養摂取量で、小学生の中学年及び中学生の記載をしております。

令和5年度学校給食会計決算の説明は以上となりますが、ただいま御説明した内容につきまして、7月18日に開催の令和6年度第1回東大和市学校給食センター運営委員会におきまして、本件につき御了承をいただいている旨、申し添えさせていただきます。

説明は以上となります。

○岡田教育長 報告が終わりました。

御質疑がございましたら、御発言をお願いいたします。

分かったらいいんですけど、9ページにある月別1人1食当たりの平均栄養摂取量は、どのように算出しているか分かりますか。

加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 こちらの算出につきましては、献立では様々な食材を使いますが、その食材ごとに国で定めた栄養成分表を基に算出しております。例えば鶏肉ですと1人の摂取量が何グラムだと何キロカロリーという、その成分表に基づいて、1食分の献立ごとに計算をして、それを月別に平均したものを出力しております。

○岡田教育長 分かりました。

もし全部残したら、その人はこのカロリーなどは取れないということですよ。残菜となっているものがあれば、これ以下になるという認識でよろしいですか。

加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 御指摘のとおり、食べてなければ、そのカロリーを取ってご

ざいませので、ゼロとなります。表記の数値は給食を提供したときの1食当たりの平均した熱量となつてごさいます。以上です。

○岡田教育長 分かりました。

なぜこういう質問をしたかという、先ほどの教育長の庶務報告で、オンライン英会話を拝見したときに、一緒に給食の様子も見させていただきましたが、子供によって食べる量にすごく差がありました。

今後、学校給食の大切さというんでしょうか、給食指導のマニュアルやガイドラインもありますので、それに沿った学校での指導など、また、給食センターで職場体験をした生徒から、給食ってすごく大事で陰でいろいろ支えてくださっている人がいるんだというような手紙も頂いていたりする中で、栄養士さんも栄養を考えて作ってくださっておりますので、できるだけ給食の大切さを考えながら、子供には給食を食べてほしいと思ったものですから、あまり関係ない話ですが、給食の様々な部分も大事に考えてほしいと思いました。

加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 すみません、9ページについてもう一点だけ補足させていただきますと、国の基準というものがございまして、数字上は熱量が国より下回っているんですけれども、成分表が国のほうで改定になりまして、その成分表どおりに計算すると、この国の必要な基準には届かない状況であります。大体1割ぐらい減りますということで国から通知が来ておりまして、東京都の指導も、無理に熱量を上げるような献立は出さないようにという指導が来ておりますので、決してこの熱量が足りてないからといって、言葉が難しいですが、質素なものを出しているというわけではないということを補足させていただきます。

以上です。

○岡田教育長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

はい、内野委員。

○内野委員 すみません、細かくて申し訳ないんですが、7ページのところの食材のところですが、11の小魚類が令和4年から比べると極端に少ないと思ったんですが、何か理由があればお聞かせください。

○岡田教育長 加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 ありがとうございます。7ページの11、小魚の構成比率が令

和4年に比べて著しく落ちているというところの要因でございますけれども、令和4年度は、この小魚類にジャコですとかシシャモを使っておりました。しかし、令和5年度に入り、このジャコの漁獲高が非常に減少したことによりまして、この価格が非常に上がってしまったので、令和5年度は、このジャコを残念ながら使えずに、シシャモを中心に使っていったことにより、これだけ下がってしまったということでございます。

以上でございます。

○岡田教育長 ほかよろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了いたします。

◎閉会の辞

○岡田教育長 以上をもちまして本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもって令和6年第7回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時50分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長

会 議 録 署 名 委 員